

報告事項ア

不祥事防止データベースについて

不祥事防止データベースについて、別紙のとおり報告します。

平成21年4月23日

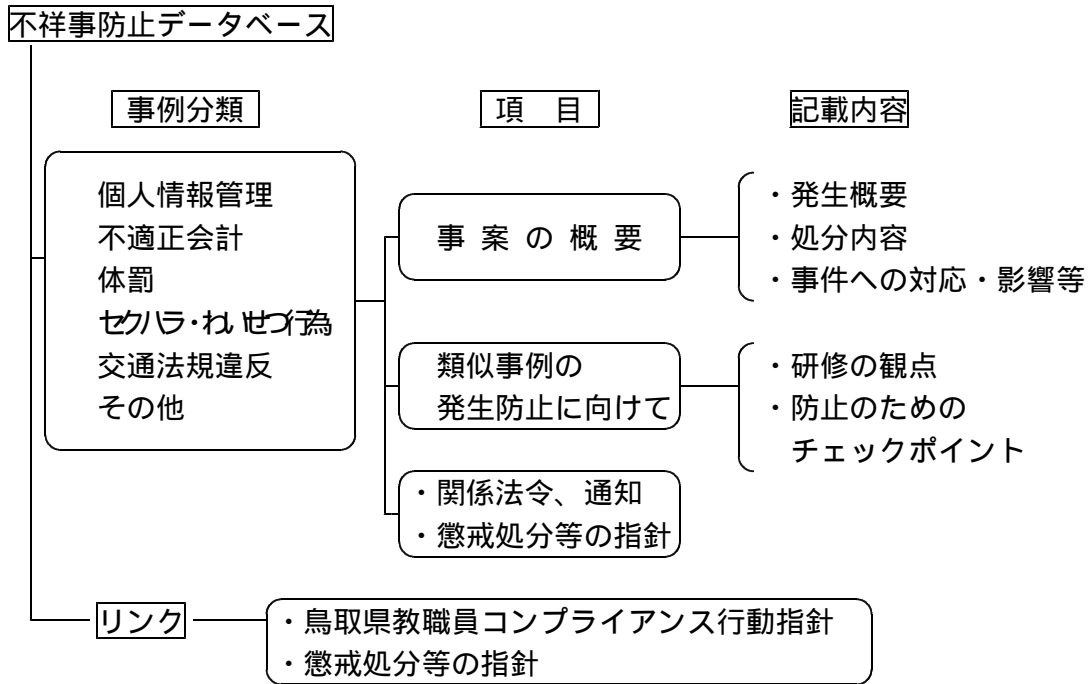
鳥取県教育委員会教育長 中 永 廣 樹

過去に発生した不祥事事例を教訓として、職員全員が共通認識を持って新たな不祥事の防止、服務規律の確保に取り組むよう不祥事防止データベースを構築する。

1 データベースの構築

庁内 LAN 上に、ノ - ツデ - タベ - スとして構築する。

(1) 構成内容



(2) 掲載する事例

掲載事例数 20 事例程度を予定

選定の考え方

被害者等の個人情報に十分配慮の上、県内外で発生した不祥事等で特に参考とすべきものを選定する。

事例の更新

活用実態等を把握の上、毎年度、事例内容を見直しする。

2 データベースの活用

(1) 県教委内での活用

- ・事務局及び県立学校でのコンプライアンス研修等の資料として活用する。
- ・各教職員の自己研鑽用として活用する。

(2) 市町村教育委員会への情報提供

- ・デ - タベ - ス内容を印刷の上、研修用資料として参考送付する。

3 運用開始 平成 2 1 年 4 月

事案の概要

A教諭は、次年度入学生に関する業務終了後、私用のUSBメモリに次年度入学生の個人情報等を含んだデータを保存し、着衣に保管したまま、校長の許可なく校外に持ち出した。

A教諭は、私用で県外に出かけた際、ある施設の駐車場で、このUSBメモリを遺失した。

翌日、当該施設の関係者が当該USBメモリを拾得し、学校に連絡があったことから個人情報の紛失事案が発覚した。

なお、個人情報の漏洩はなかった。

【処分内容】

本人：略

管理監督者：略

【事件への対応・影響等】

- ・事案発覚後、全教職員に対して事実関係を説明し、個人情報管理の徹底を指導した。

類似事案の発生防止に向けて

【研修の観点】

- ・学校が保有する個人情報はどのようなものが該当するでしょうか。
- ・電磁気記録媒体等を取扱う際の注意点は可でしょうか。
- ・学校外に個人情報等を持ち出す場合、どのように管理すべきでしょうか。
- ・個人情報の適正管理のために、学校としてどのようなことに取り組むべきでしょうか。

【防止のためのチェックポイント】

- ・個人情報を収集、提供する際には、個人情報取扱事務記録簿を確認していますか。
- ・個人情報に係る文書等の複製、校外への持ち出し等には管理責任者の許可をとっていますか。
- ・個人情報に係る不適切な取扱いがあった場合は、管理職に速やかに報告していますか。

関係法令等

地方公務員法 略

鳥取県個人情報保護条例 略

学校における個人情報の適切な管理について(教育長通知) 略

懲戒処分等の指針

1 一般関係系

(7) 秘密漏えい 略

(8) 個人情報の漏えい等 略